

分 別 収 集 計 画

第 11 期 （令和 8～12 年度）

令和 7 年 8 月

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	2
3. 計画期間	2
4. 対象品目	3
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第 8 条第 2 項第 1 号）	3
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第 8 条第 2 項第 2 号）	4
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第 8 条第 2 項第 3 号）	6
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第 8 条第 2 項第 4 号）	8
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定めるものの量の見込みの算定方法	11
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第 8 条第 2 項第 5 号）	12
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）	14
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	16

1. 計画策定の意義

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合（以下「本組合」という。）の構成団体である、柏市（沼南地域）及び鎌ヶ谷市のごみ排出量は、令和 6 年度では一人一日あたり 751g となっているが、近年は減少の傾向で推移している。全国平均・千葉県平均と比較して低い水準で推移しているものの、地域の環境、ひいては地球環境保全の観点からも、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルを促し循環型社会の構築を目指す必要がある。

廃棄物に多量に含まれる「容器包装廃棄物」を削減しリサイクルを促進するため、平成 9 年度から「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）が施行された。容器包装リサイクル法の施行から、およそ 28 年が経過し、その間「循環型社会形成推進基本法」や容器包装リサイクル法以外の各種リサイクル法が制定された。国を挙げて循環型社会の構築に向け歩み始めたが、未だ容器包装廃棄物は多量に排出され、その処理に伴う環境への影響や市や本組合の財政負担が大きな問題となっている。

このような背景で、容器包装リサイクル法は、さらなる容器包装廃棄物の削減によって市町村の処理の負担を減らすことを目指し、令和 2 年 7 月に改正・施行された。

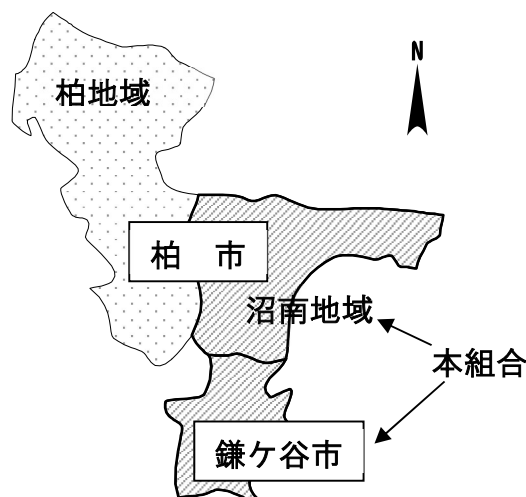
また、令和 4 年度から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）が施行され、プラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品（以下「製品プラスチック」という。）の排出量や分別収集量を把握しリサイクル体制を確保する必要がある。

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合分別収集計画（第 11 期）（以下「本計画」という。）は、改正後の容器包装リサイクル法に基づき策定するものである。本計画の実施により、容器包装廃棄物のさらなる削減と、リサイクルの推進を図り、循環型社会の構築を一層推進するものである。

※柏市（沼南地域）

平成 17 年 3 月 28 日に行われた市町村合併以後、現在の柏市のうち旧沼南町行政区域のことを沼南地域という。また、旧柏市行政区域を柏地域という。

以下は現在の柏市の地区割と鎌ヶ谷市の位置関係を示したものである。



2. 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を次のとおり示す。

(1) 住民・事業者・行政の協働による取り組み

持続可能な循環型社会の実現に向け、ごみの発生・排出抑制、ごみの減量化・資源化、ごみの適正な処理、処分を推進するため、これまで以上に住民、事業者、行政との協働による取り組みに努める。また、三者のこれまでの取り組みと併せて、住民参加型、事業者参加型による施策の実施を目指すとともに、行政は住民の活動を支援し、事業者とのさらなる協働や、よりきめの細かい指導を推進していく。

(2) ごみ排出量削減のさらなる推進

ごみ処理に由来する環境負荷を低減させるためには、ごみを発生させないことが最も効果的であることから、5R（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）の中でも特にリフューズ、リデュース、リユースを優先して取り組むことで、家庭系ごみの排出量削減のさらなる推進を目指す。また、事業系ごみの排出者への啓発活動を強化し、事業系ごみの排出量削減を目指す。

(3) 資源循環型ごみ処理の推進

排出されたごみについて、リサイクルによる資源化率の向上のためには、ごみ排出の段階で分別区分を徹底することが重要であり、住民、事業者への啓発活動を強化するとともに、行政は資源循環型のごみ処理システムの構築を目指す。

(4) 持続可能なごみ処理体制の整理

本組合で実施する収集・運搬、中間処理及び最終処分が適正に行われるよう努めるとともに、より効率的なごみ処理体制について、検討を行っていく。

3. 計画期間

本計画は令和8年4月から始まるものとする。また、計画期間は法第8条第1項に定めるとおり5年間とし、3年ごとに見直すものとする。

4. 対象品目

柏市（沼南地域）と鎌ヶ谷市の容器包装廃棄物の分別区分は、スチール製容器、アルミ製容器、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装（白色トレイ含む）を対象とする。

その他の紙製容器包装については、現状では「雑紙」として扱っているが、さらに、その他の紙製容器包装と雑紙を分別するかどうかについては、社会動向や再商品化等の状況などを踏まえ検討する。また、製品プラスチックについては、現状では「燃やさないごみ」として扱っており、今後、分別収集方法等を検討する。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込みを示す。本組合の排出量は、柏市（沼南地域）と鎌ヶ谷市の合算値である。

（1）柏市（沼南地域）（A）

単位：t/年

年 度	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
容器包装廃棄物	4,217	4,192	4,165	4,139	4,111

（2）鎌ヶ谷市（B）

単位：t/年

年 度	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
容器包装廃棄物	7,896	7,874	7,851	7,828	7,806

（3）本組合（A+B）

単位：t/年

年 度	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
容器包装廃棄物	12,113	12,066	12,016	11,967	11,917

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制や再資源化の推進のために、以下の施策を実施する。なお、実施にあたっては、住民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割を担い、協働していくものとする。

（1）住民の役割

ライフスタイルの転換

ごみを減らすためには、無駄なものを買わない、使い捨て品を購入しないなど、ごみになるものを家庭に持ち込まないことが効果的であり、ごみ減量や環境に優しいライフスタイルへ転換していくことを心がけ、5つのRe（Refuse（発生抑制）、Reduce（排出抑制）、Reuse（再利用）、Repair（修理）、Recycle（再生利用））がつくアクション（行動）を実践していく。

マイバッグ使用の推進

マイバッグを使用することで、ごみとなるレジ袋等の発生を抑制するとともに、過剰包装を断るなどの取り組みに努める。

紙ごみの分別徹底

燃やすごみに含まれる紙ごみの分別を徹底し、燃やすごみの減量を行うとともに、資源化の向上に努める。

リサイクル活動等への参加

行政や市民団体等が行っているリサイクル活動、事業者が行っている店頭回収など、身近なところで実施されているリサイクル活動等への積極的な参加に努める。

(2) 事業者の役割

ごみにならない仕組みづくり～ごみをつくらない、出さない～

物の製造、加工、販売に際して、過剰包装の抑制やレジ袋の削減など、可能な限り、ごみの発生抑制に努める。また、消費者に対し、容器包装の簡素化やマイバッグの普及を促す。

発生源における排出抑制

事業所内のごみの発生場所、種類、原因等を知り、自主回収や減量化可能な取り組みを実践する。また、使用する紙などの再利用を促進する。

資源の分別による再資源化

不要となったものを分別して再資源化に努める。また、再生原料を使用した製品の利用に努める。

(3) 行政の役割

情報提供、啓発等の推進

住民に対しては、ホームページや広報紙の充実、ごみ減量や分別に関する小冊子、分別アプリ等の見直し、循環型社会構築のために有効な取り組みに関する啓発や情報提供を行う。

事業者に対しては、事業者責任による処理への理解、発生抑制・排出抑制、資源化、各種法律等に関する情報についての意識向上に係る情報提供や適正排出に係る指導・啓発を実施する。

環境学習の充実

ごみの分別排出や排出されたごみの処理を身近なものとして捉えてもらうために、子供たちを対象とした出張授業や社会科見学等を通じて、子供たちが自ら行動を起こせるよう、環境学習の充実を図る。また、大人にはごみ分別出前講座や各種広報などを通じた働きかけを実施する。

環境物品の使用促進

住民や事業者に対して環境物品等（再資源化原料を使用した製品等）の使用について啓発していくとともに、本組合、構成団体自らも事業者としてグリーン購入、グリーン契約（環境配慮契約）等、持続可能な循環型社会の構築に向けた行動を実施する。

分別区分見直しの検討

ごみの資源化を促進するため、資源回収率を上げる施策として、効果的な分別区分の検討、見直しを実施する。また、プラスチック資源循環法の施行に伴い、製品プラスチックの分別区分についても検討する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分量の減量化、廃棄物処理施設の整備状況や負荷の低減等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、現在の分別区分を勘案し、収集にかかる分別の区分を次のとおりとする。

（1）柏市（沼南地域）

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		資源品（空カン類）
主としてアルミニウム製の容器		
主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製のものを除く。）に係る物	無色のガラス製容器	資源品（空ビン類）
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって、飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）に係る物		資源品（紙パック）
主として段ボール製の容器		資源品（段ボール）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって、上記以外のもの		容器包装プラスチック類

(2) 鎌ヶ谷市

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		資源になるもの（空きカン類）
主としてアルミニウム製の容器		
主としてガラス製の容器（主として ほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製のものを除く。）に係る物	無色のガラス製容器	資源になるもの（空きビン類）
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として段ボール製の容器		資源になるもの（段ボール）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器であって、上記以外のもの		プラスチック製容器包装類

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みを示す。本組合の排出量は、柏市（沼南地域）と鎌ヶ谷市の合算値である。

（1）柏市（沼南地域）（A）

単位：年

項目\年度	令和8(2026)		令和9(2027)		令和10(2028)		令和11(2029)		令和12(2030)	
主としてスチール製の容器	71t		71t		70t		70t		69t	
主としてアルミ製の容器	95t		95t		94t		94t		93t	
無色のガラス製の容器	(合 計) 130t		(合 計) 129t		(合 計) 129t		(合 計) 128t		(合 計) 127t	
	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 130t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 129t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 129t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 128t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 127t
茶色のガラス製の容器	(合 計) 85t		(合 計) 84t		(合 計) 84t		(合 計) 83t		(合 計) 83t	
	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 85t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 84t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 84t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 83t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 83t
その他のガラス製の容器	(合 計) 51t		(合 計) 51t		(合 計) 51t		(合 計) 51t		(合 計) 50t	
	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 51t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 51t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 51t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 51t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 50t
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	2t		2t		1t		1t		1t	
主として段ボール製の容器	493t		491t		487t		484t		481t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合 計) 0t		(合 計) 0t		(合 計) 0t		(合 計) 0t		(合 計) 0t	
	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 0t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器包装であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合 計) 147t		(合 計) 146t		(合 計) 145t		(合 計) 144t		(合 計) 143t	
	(引渡 量) 147t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 146t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 145t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 144t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 143t	(独自 処理 量) 0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合 計) 437t		(合 計) 435t		(合 計) 432t		(合 計) 429t		(合 計) 426t	
	(引渡 量) 437t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 435t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 432t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 429t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 426t	(独自 処理 量) 0t

(2) 鎌ヶ谷市(B)

単位: 年

項 目\年 度	令和8(2026)		令和9(2027)		令和10(2028)		令和11(2029)		令和12(2030)	
主としてスチール製の容器	129t		129t		129t		128t		128t	
主としてアルミ製の容器	180t		179t		179t		178t		178t	
無色のガラス製の容器	(合 計) 249t		(合 計) 248t		(合 計) 248t		(合 計) 247t		(合 計) 246t	
	(引渡 量) 0t	(独自処理 量) 249t	(引渡 量) 0t	(独自処理 量) 248t	(引渡 量) 0t	(独自処理 量) 248t	(引渡 量) 0t	(独自処理 量) 247t	(引渡 量) 0t	(独自処理 量) 246t
茶色のガラス製の容器	(合 計) 167t		(合 計) 167t		(合 計) 166t		(合 計) 166t		(合 計) 165t	
	(引渡 量) 0t	(独自処理 量) 167t	(引渡 量) 0t	(独自処理 量) 167t	(引渡 量) 0t	(独自処理 量) 166t	(引渡 量) 0t	(独自処理 量) 166t	(引渡 量) 0t	(独自処理 量) 165t
その他のガラス製の容器	(合 計) 126t		(合 計) 126t		(合 計) 125t		(合 計) 125t		(合 計) 125t	
	(引渡 量) 126t	(独自処理 量) 0t	(引渡 量) 126t	(独自処理 量) 0t	(引渡 量) 125t	(独自処理 量) 0t	(引渡 量) 125t	(独自処理 量) 0t	(引渡 量) 125t	(独自処理 量) 0t
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	0t		0t		0t		0t		0t	
主として段ボール製の容器	1,002t		1,000t		997t		994t		991t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合 計) 0t		(合 計) 0t		(合 計) 0t		(合 計) 0t		(合 計) 0t	
	(引渡 量) 0t	(独自処理 量) 0t	(引渡 量) 0t	(独自処理 量) 0t	(引渡 量) 0t	(独自処理 量) 0t	(引渡 量) 0t	(独自処理 量) 0t	(引渡 量) 0t	(独自処理 量) 0t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器包装であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充填するためのもの	(合 計) 369t		(合 計) 368t		(合 計) 367t		(合 計) 366t		(合 計) 365t	
	(引渡 量) 369t	(独自処理 量) 0t	(引渡 量) 368t	(独自処理 量) 0t	(引渡 量) 367t	(独自処理 量) 0t	(引渡 量) 366t	(独自処理 量) 0t	(引渡 量) 365t	(独自処理 量) 0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合 計) 930t		(合 計) 927t		(合 計) 925t		(合 計) 922t		(合 計) 919t	
	(引渡 量) 930t	(独自処理 量) 0t	(引渡 量) 927t	(独自処理 量) 0t	(引渡 量) 925t	(独自処理 量) 0t	(引渡 量) 922t	(独自処理 量) 0t	(引渡 量) 919t	(独自処理 量) 0t

(3) 本組合 (A+B)

単位:年

項 目\年 度	令和8(2026)		令和9(2027)		令和10(2028)		令和11(2029)		令和12(2030)	
主としてスチール製の容器	200t		200t		199t		198t		197t	
主としてアルミ製の容器	275t		274t		273t		272t		271t	
無色のガラス製の容器	(合 計) 379t		(合 計) 377t		(合 計) 377t		(合 計) 375t		(合 計) 373t	
	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 379t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 377t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 377t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 375t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 373t
茶色のガラス製の容器	(合 計) 252t		(合 計) 251t		(合 計) 250t		(合 計) 249t		(合 計) 248t	
	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 252t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 251t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 250t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 249t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 248t
その他のガラス製の容器	(合 計) 177t		(合 計) 177t		(合 計) 176t		(合 計) 176t		(合 計) 175t	
	(引渡 量) 126t	(独自 処理 量) 51t	(引渡 量) 126t	(独自 処理 量) 51t	(引渡 量) 125t	(独自 処理 量) 51t	(引渡 量) 125t	(独自 処理 量) 51t	(引渡 量) 125t	(独自 処理 量) 50t
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	2t		2t		1t		1t		1t	
主として段ボール製の容器	1,495t		1,491t		1,484t		1,478t		1,472t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合 計) 0t		(合 計) 0t		(合 計) 0t		(合 計) 0t		(合 計) 0t	
	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 0t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器包装であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合 計) 516t		(合 計) 514t		(合 計) 512t		(合 計) 510t		(合 計) 508t	
	(引渡 量) 516t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 514t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 512t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 510t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 508t	(独自 処理 量) 0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合 計) 1,367t		(合 計) 1,362t		(合 計) 1,357t		(合 計) 1,351t		(合 計) 1,345t	
	(引渡 量) 1,367t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 1,362t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 1,357t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 1,351t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 1,345t	(独自 処理 量) 0t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定めるものの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度（令和6年度）の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

※人口変動率の人口は、2024年3月に策定された「柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般廃棄物処理基本計画〔ごみ編〕」の抜粋とするが、令和6年度の実績人口との差分人口を加減した。

（1）柏市（沼南地域）

単位：年

年 度	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
人 口	52,415人	52,107人	51,778人	51,449人	51,102人
(対前年度比)	99.46%	99.41%	99.37%	99.36%	99.33%

（2）鎌ヶ谷市

単位：年

年 度	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
人 口	109,349人	109,038人	108,726人	108,415人	108,108人
(対前年度比)	99.72%	99.72%	99.71%	99.71%	99.72%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第 8 条第 2 項第 5 号）

分別収集に係る住民への周知は柏市・鎌ヶ谷市が行い、容器包装廃棄物の収集・運搬・選別・保管等は本組合が行う。

（１）柏市（沼南地域）

分別収集する容器包装の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・ 保管等段階
金属	スチール製容器	資源品 (空カン類)	委託業者による ステーション 回収	委託業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	資源品 (空ビン類)		
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	資源品 (紙パック)		
	段ボール	資源品 (段ボール)		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		
	プラスチック製容器包装	容器包装 プラスチック類		

(2) 鎌ヶ谷市

分別収集する容器包装の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・ 保管等段階
金属	スチール製容器	資源になるもの （空きカン類）	委託業者による ステーション 回収	本組合
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	資源になるもの （空きビン類）		
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	段ボール	資源になるもの （段ボール）		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		
	プラスチック製容器包装	プラスチック製 容器包装類		

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）

分別収集の用に供する施設は次のとおりである。

（１）柏市（沼南地域）

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車両	中間処理
金属	スチール製容器	資源品 (空カン類)	袋 (中身の見える袋)	トラック	民間施設 (資源分別処理施設)
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	資源品 (空ビン類)			
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
紙類	飲料用紙製容器	資源品 (紙パック)	紐で縛る	トラック パッカー車	民間施設
	段ボール	資源品 (段ボール)			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	専用の 回収ネット	パッカー車	民間施設 (選別圧縮梱包施設)
	プラスチック製 容器包装	容器包装 プラスチック類	指定袋	パッカー車	

(2) 鎌ヶ谷市

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車両	中間処理
金属	スチール製容器	資源になるもの （空きカン類）	袋 （中身の見える袋）	トラック	リサイクル センター
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製 容器	資源になるもの （空きビン類）			
	茶色のガラス製 容器				
	その他のガラス製 容器				
紙類	段ボール	資源になるもの （段ボール）			
プラスチ ック	ペットボトル	ペットボトル	専用の回収 ネット	パッカー車	リサイクル センター
	プラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装類	指定袋	パッカー車	

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 柏市（沼南地域）

- ① 柏地域と沼南地域の住民啓発等では一体となった施策を推進する。
- ② 現在の分別収集形態を適正に維持し資源の回収量の増加を図る。
- ③ ごみ分別を徹底し、資源の適切な回収を行うため、ごみの分別等の住民啓発を徹底する。

(2) 鎌ヶ谷市

- ① 鎌ヶ谷市廃棄物減量等推進審議会及び本組合と連携し、分別収集の実施について検討し、推進体制を整備する。
- ② 現行の有価物回収運動の見直し等を含め、さらに活性化する。
- ③ 現在の分別収集形態を適正に維持し資源の回収量の増加を図る。
- ④ ごみ分別を徹底し、資源の適切な回収を行うため、ごみの分別等の住民啓発を徹底する。

(3) 本組合

- ① 柏市（沼南地域）及び鎌ヶ谷市から排出される一般廃棄物を適正に処理し、発生する残渣等を適正に処分する。
- ② 柏市（沼南地域）、鎌ヶ谷市のごみ処理政策に対する人的な協力を行う。
- ③ ごみの排出抑制ができるよう柏市及び鎌ヶ谷市と連携を図り、住民、事業者に働きかける。
- ④ 社会科見学等の支援活動によりリサイクル活動を活性化する。
- ⑤ ごみ処理の中でのリサイクルシステムを構築しリサイクルを徹底する。
- ⑥ 製品プラスチックが分別区分に追加された場合、収集・運搬体制を見直す。

【参 考 資 料】

「各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第 8 条第 2 項第 1 号）」及び
「各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第 2 条第
6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第 8 条第 2 項第 4 号）」の算出過程
が分かる資料

1. 計画人口

計画人口は、一般廃棄物処理基本計画〔ごみ編〕（2024年3月版）における計画人口とするが、令和6年度における実績人口と計画人口の差分人口を各年度共に加減した補正人口とする。

（1）柏市（沼南地域）

単位：人

年 度	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
① 実績人口	52,791	—	—	—	—	—	—
② 計画人口	52,939	52,848	52,563	52,255	51,926	51,597	51,250
③ 差分人口	-148	-148	-148	-148	-148	-148	-148
④ 補正人口	52,791	52,700	52,415	52,107	51,778	51,449	51,102

※実績人口：令和7年（2025年）3月31日住民基本台帳人口

（2）鎌ヶ谷市

単位：人

年 度	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
① 実績人口	109,802	—	—	—	—	—	—
② 計画人口	109,319	109,178	108,866	108,555	108,243	107,932	107,625
③ 差分人口	483	483	483	483	483	483	483
④ 補正人口	109,802	109,661	109,349	109,038	108,726	108,415	108,108

※実績人口：令和7年（2025年）4月1日住民基本台帳人口

（3）組合

単位：人

年 度	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
① 実績人口	162,593	—	—	—	—	—	—
② 計画人口	162,258	162,026	161,429	160,810	160,169	159,529	158,875
③ 差分人口	335	335	335	335	335	335	335
④ 補正人口	162,593	162,361	161,764	161,145	160,504	159,864	159,210

2. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

容器包装廃棄物の排出量は、計画ごみ総排出量に市町村分別収集計画策定の手引き（十一訂版）P34 表 2-3-1 令和5年度の全体平均の27.3%を乗じる。

（1）柏市（沼南地域）

年 度	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
実績ごみ総排出量(t/年)	15,556.844	—	—	—	—	—	—
人口変動率 (%)	100	99.83	99.46	99.41	99.37	99.36	99.33
計画ごみ総排出量(t/年)	—	15,530	15,446	15,355	15,258	15,160	15,058
容器包装廃棄物量(t/年)	—	4,240	4,217	4,192	4,165	4,139	4,111

（2）鎌ヶ谷市

年 度	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
実績ごみ総排出量(t/年)	29,041.191	—	—	—	—	—	—
人口変動率 (%)	100	99.87	99.72	99.72	99.71	99.71	99.72
計画ごみ総排出量(t/年)	—	29,003	28,922	28,841	28,757	28,674	28,594
容器包装廃棄物量(t/年)	—	7,918	7,896	7,874	7,851	7,828	7,806

（3）組合

年 度	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
実績ごみ総排出量(t/年)	44,598.035	—	—	—	—	—	—
人口変動率 (%)	100	99.86	99.63	99.62	99.60	99.60	99.59
計画ごみ総排出量(t/年)	—	44,533	44,368	44,196	44,015	43,834	43,652
容器包装廃棄物量(t/年)	—	12,158	12,113	12,066	12,016	11,967	11,917

3. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

特定分別基準適合物ごとの量は、各年度における計画ごみ総排出量に直前年度である令和6年度（2024）の分別基準適合物ごとの実績比率を乗じる。

（1）柏市（沼南地域）

ア 資源化量実績

単位:t/年

年 度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	備 考
1. 資源化量合計	3,000.637	2,898.118	2,829.500	2,741.841	2,734.754	2～27の合計
2. 鉄(スチール缶)	92.300	84.060	80.890	75.260	71.590	リサイクル搬出実績
3. 鉄ノープレス	308.890	278.550	252.120	218.630	220.280	リサイクル搬出実績
4. アルミ(アルミ缶)	103.370	102.590	101.800	98.970	96.790	リサイクル搬出実績
5. 白カレット	149.970	146.400	136.540	139.610	132.060	リサイクル搬出実績
6. 茶カレット	95.460	92.380	99.100	88.010	86.220	リサイクル搬出実績
7. 緑カレット	29.180	36.040	47.590	45.690	36.250	リサイクル搬出実績
8. 黒カレット	38.410	32.780	23.680	16.000	15.480	リサイクル搬出実績
9. ペットボトル	138.350	137.680	138.020	148.440	149.050	リサイクル搬出実績
10. その他プラ	421.930	449.980	464.440	443.910	442.520	リサイクル搬出実績
11. 布	176.580	185.530	166.080	181.410	168.040	リサイクル搬出実績
12. 新聞	77.860	84.050	76.310	70.150	69.470	リサイクル搬出実績
13. 雑誌	572.330	550.130	525.060	484.410	460.610	リサイクル搬出実績
14. 段ボール	530.900	532.470	523.210	513.620	500.070	リサイクル搬出実績
15. 牛乳パック	7.180	4.190	4.390	4.560	2.270	リサイクル搬出実績
16. 蛍光管	5.070	2.890	2.540	3.400	2.860	リサイクル搬出実績
17. 乾電池	14.640	13.260	12.870	14.090	16.440	リサイクル搬出実績
18. その他資源化物	72.520	7.720	6.530	0.000	54.270	リサイクル搬出実績
19. 布団類	0.350	0.000	0.000	0.000	0.000	リサイクル搬出実績
20. 資源残渣	43.200	34.140	31.080	24.930	29.420	リサイクル搬出実績
21. 廃ガスライター	2.920	2.150	1.600	2.500	2.650	リサイクル搬出実績
22. 廃家電	0.000	0.000	0.000	0.000	0.540	リサイクル搬出実績
23. 焼却灰	35.500	45.350	57.800	79.560	90.940	リサイクル搬出実績
24. 焼却不燃物	17.800	17.690	18.360	32.400	30.350	リサイクル搬出実績
25. 燃鉄	64.290	56.520	58.210	54.940	55.210	リサイクル搬出実績
26. コンクリート類	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	リサイクル搬出実績
27. 小型家電リサイクル法対象物	1.637	1.568	1.280	1.351	1.374	リサイクル搬出実績

イ 分別基準適合物

単位:t/年

年 度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	備 考
①分別基準適合物合計	1,607.050	1,618.570	1,619.660	1,574.070	1,532.300	②～⑪の合計
②スチール缶	92.300	84.060	80.890	75.260	71.590	次表ウの②と同値
③アルミ缶	103.370	102.590	101.800	98.970	96.790	次表ウの③と同値
④白カレット	149.970	146.400	136.540	139.610	132.060	次表ウの④と同値
⑤茶カレット	95.460	92.380	99.100	88.010	86.220	次表ウの⑤と同値
⑥その他カレット	67.590	68.820	71.270	61.690	51.730	次表ウの⑥と同値
⑦紙パック	7.180	4.190	4.390	4.560	2.270	次表ウの⑦と同値
⑧段ボール	530.900	532.470	523.210	513.620	500.070	次表ウの⑧と同値
⑨その他紙製容器包装	—	—	—	—	—	—
⑩ペットボトル	138.350	137.680	138.020	148.440	149.050	次表ウの⑩と同値
⑪その他プラ	421.930	449.980	464.440	443.910	442.520	次表ウの⑪と同値

ウ 資源化量実績(分別基準適合物)

単位:t/年

年 度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	備 考
①資源化量合計	1,607.050	1,618.570	1,619.660	1,574.070	1,532.300	②～⑪の合計
②スチール缶	92.300	84.060	80.890	75.260	71.590	選別資源搬出実績
③アルミ缶	103.370	102.590	101.800	98.970	96.790	選別資源搬出実績
④白カレット	149.970	146.400	136.540	139.610	132.060	選別資源搬出実績
⑤茶カレット	95.460	92.380	99.100	88.010	86.220	選別資源搬出実績
⑥その他カレット	67.590	68.820	71.270	61.690	51.730	選別資源搬出実績
⑦紙パック	7.180	4.190	4.390	4.560	2.270	選別資源搬出実績
⑧段ボール	530.900	532.470	523.210	513.620	500.070	選別資源搬出実績
⑨その他紙製容器包装	—	—	—	—	—	—
⑩ペットボトル	138.350	137.680	138.020	148.440	149.050	選別資源搬出実績
⑪その他プラ	421.930	449.980	464.440	443.910	442.520	選別資源搬出実績

エ 分別基準適合物の比率

年 度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	備 考
ごみ総排出量	16,672.567	16,602.308	16,246.780	15,731.131	15,556.844	単位:t/年
①分別基準適合物合計	0.096	0.097	0.100	0.100	0.098	ごみ総排出量に対する比率
②スチール缶	0.057	0.052	0.050	0.048	0.047	分別基準適合物 合計に対する比率
③アルミ缶	0.064	0.063	0.063	0.063	0.063	
④白カレット	0.093	0.090	0.084	0.089	0.086	
⑤茶カレット	0.059	0.057	0.061	0.056	0.056	
⑥その他カレット	0.042	0.043	0.044	0.039	0.034	
⑦紙パック	0.004	0.003	0.003	0.003	0.001	
⑧段ボール	0.330	0.329	0.323	0.326	0.326	
⑨その他紙製容器包装	—	—	—	—	—	
⑩ペットボトル	0.086	0.085	0.085	0.094	0.097	
⑪その他プラ	0.263	0.278	0.287	0.282	0.289	

オ 分別基準適合物の量の見込み

単位:t/年

項 目 \ 年 度	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	備 考
計画ごみ総排出量	15,446	15,355	15,258	15,160	15,058	—
①資源化量合計	1,511	1,504	1,493	1,484	1,473	②～⑪の合計
②スチール缶	71	71	70	70	69	R6年度比率 0.047
③アルミ缶	95	95	94	94	93	〃 0.063
④白カレット	130	129	129	128	127	〃 0.086
⑤茶カレット	85	84	84	83	83	〃 0.056
⑥その他カレット	51	51	51	51	50	〃 0.034
⑦紙パック	2	2	1	1	1	〃 0.001
⑧段ボール	493	491	487	484	481	〃 0.326
⑨その他紙製容器包装	—	—	—	—	—	〃 —
⑩ペットボトル	147	146	145	144	143	〃 0.097
⑪その他プラ	437	435	432	429	426	〃 0.289

カ 前表オの⑥その他カレットの内訳量の見込み

単位:t/年

項 目 \ 年 度	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	備 考
⑥その他カレット	51	51	51	51	50	—
緑カレット	36	36	36	36	35	R6年度比率 0.701
黒カレット	15	15	15	15	15	〃 0.299

(2) 鎌ヶ谷市

ア 資源化量実績

単位:t/年

年 度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	備 考
1. 資源化量合計	5,690.483	5,601.304	5,425.845	5,373.535	5,262.111	2～32の合計
(有価物回収量)	803.230	729.960	640.300	558.600	509.210	(集団回収量実績)
2. 鉄(スチール缶)	167.380	157.080	149.240	137.730	129.630	リサイクル搬出実績
3. 鉄ノープレス	706.180	614.620	535.040	503.930	487.430	リサイクル搬出実績
4. アルミ(アルミ缶)	199.960	200.210	191.860	184.680	179.670	リサイクル搬出実績
5. その他アルミ	13.310	13.280	12.600	11.330	10.570	リサイクル搬出実績
6. 消火器	0.000	0.000	0.080	0.000	0.100	リサイクル搬出実績
7. 白カレット	298.510	283.450	281.160	264.420	249.940	リサイクル搬出実績
8. 茶カレット	199.700	190.210	186.490	176.000	167.940	リサイクル搬出実績
9. 緑カレット	121.780	118.890	116.310	101.050	108.740	リサイクル搬出実績
10. 黒カレット	20.920	22.080	15.510	26.210	17.270	リサイクル搬出実績
11. ペットボトル	352.980	359.510	354.244	367.156	368.456	リサイクル搬出実績
12. その他プラ	863.680	961.780	954.380	964.880	928.580	リサイクル搬出実績
13. 布	243.690	278.640	260.370	275.110	274.290	リサイクル搬出実績
14. 羽根布団	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	リサイクル搬出実績
15. 新聞	154.090	137.460	121.100	111.440	110.220	リサイクル搬出実績
16. 雑誌	902.330	868.180	874.000	819.670	794.170	リサイクル搬出実績
17. 段ボール	1,079.770	1,045.930	1,013.190	1,004.830	1,001.300	リサイクル搬出実績
18. 生きビン	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	リサイクル搬出実績
19. 蛍光管	2.600	2.900	1.160	1.990	2.340	リサイクル搬出実績
20. 乾電池	22.510	18.150	10.360	17.520	16.450	リサイクル搬出実績
21. 廃タイヤ	0.900	0.340	0.530	0.000	1.250	リサイクル搬出実績
22. 廃家電(6品目)	1.620	1.440	1.240	1.230	2.780	リサイクル搬出実績
23. 廃家電	0.890	0.760	0.870	0.860	0.820	リサイクル搬出実績
24. 資源残渣	101.660	94.770	88.600	84.720	74.980	リサイクル搬出実績
25. 廃ガスライター	2.470	2.790	1.560	2.630	2.750	リサイクル搬出実績
26. 焼却灰	66.060	81.470	104.390	142.800	165.230	リサイクル搬出実績
27. 焼却不燃物	33.130	31.780	33.150	58.150	55.160	リサイクル搬出実績
28. 燃鉄	119.650	101.530	105.130	98.600	100.320	リサイクル搬出実績
29. その他資源化物	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	リサイクル搬出実績
30. がれき類	10.960	10.620	10.290	13.770	9.010	リサイクル搬出実績
31. コンクリート類	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	リサイクル搬出実績
32. 小型家電リサイクル法 対象物	3.753	3.434	2.991	2.829	2.715	リサイクル搬出実績

イ 分別基準適合物

単位:t/年

年 度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	備 考
①分別基準適合物合計	3,304.680	3,339.140	3,262.384	3,226.956	3,151.526	②～⑪の合計
②スチール缶	167.380	157.080	149.240	137.730	129.630	次表ウの②と同値
③アルミ缶	199.960	200.210	191.860	184.680	179.670	次表ウの③と同値
④白カレット	298.510	283.450	281.160	264.420	249.940	次表ウの④と同値
⑤茶カレット	199.700	190.210	186.490	176.000	167.940	次表ウの⑤と同値
⑥その他カレット	142.700	140.970	131.820	127.260	126.010	次表ウの⑥と同値
⑦紙パック	—	—	—	—	—	—
⑧段ボール	1,079.770	1,045.930	1,013.190	1,004.830	1,001.300	次表ウの⑧と同値
⑨その他紙製容器包装	—	—	—	—	—	—
⑩ペットボトル	352.980	359.510	354.244	367.156	368.456	次表ウの⑩と同値
⑪その他プラ	863.680	961.780	954.380	964.880	928.580	次表ウの⑪と同値

ウ 資源化量実績(分別基準適合物)

単位:t/年

年 度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	備 考
①資源化量合計	3,304.680	3,339.140	3,262.384	3,226.956	3,151.526	②～⑪の合計
②スチール缶	167.380	157.080	149.240	137.730	129.630	選別資源搬出実績
③アルミ缶	199.960	200.210	191.860	184.680	179.670	選別資源搬出実績
④白カレット	298.510	283.450	281.160	264.420	249.940	選別資源搬出実績
⑤茶カレット	199.700	190.210	186.490	176.000	167.940	選別資源搬出実績
⑥その他カレット	142.700	140.970	131.820	127.260	126.010	選別資源搬出実績
⑦紙パック	—	—	—	—	—	—
⑧段ボール	1,079.770	1,045.930	1,013.190	1,004.830	1,001.300	選別資源搬出実績
⑨その他紙製容器包装	—	—	—	—	—	—
⑩ペットボトル	352.980	359.510	354.244	367.156	368.456	選別資源搬出実績
⑪その他プラ	863.680	961.780	954.380	964.880	928.580	選別資源搬出実績

エ 分別基準適合物の比率

年 度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	備 考
ごみ総排出量	31,947.503	30,907.424	30,283.405	29,219.815	29,041.191	単位:t/年
①分別基準適合物合計	0.103	0.108	0.108	0.110	0.109	ごみ総排出量に対する比率
②スチール缶	0.051	0.047	0.046	0.043	0.041	分別基準適合物 合計に対する比率
③アルミ缶	0.061	0.060	0.059	0.057	0.057	
④白カレット	0.090	0.085	0.086	0.082	0.079	
⑤茶カレット	0.060	0.057	0.057	0.055	0.053	
⑥その他カレット	0.043	0.042	0.040	0.039	0.040	
⑦紙パック	—	—	—	—	—	
⑧段ボール	0.327	0.313	0.311	0.311	0.318	
⑨その他紙製容器包装	—	—	—	—	—	
⑩ペットボトル	0.107	0.108	0.109	0.114	0.117	
⑪その他プラ	0.261	0.288	0.293	0.299	0.295	

オ 分別基準適合物の量の見込み

単位:t/年

項 目 \ 年 度	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	備考
計画ごみ総排出量	28,922	28,841	28,757	28,674	28,594	—
①資源化量合計	3,152	3,144	3,136	3,126	3,117	②～⑪の合計
②スチール缶	129	129	129	128	128	R6年度比率 0.041
③アルミ缶	180	179	179	178	178	〃 0.057
④白カレット	249	248	248	247	246	〃 0.079
⑤茶カレット	167	167	166	166	165	〃 0.053
⑥その他カレット	126	126	125	125	125	〃 0.040
⑦紙パック	—	—	—	—	—	〃 —
⑧段ボール	1,002	1,000	997	994	991	〃 0.318
⑨その他紙製容器包装	—	—	—	—	—	〃 —
⑩ペットボトル	369	368	367	366	365	〃 0.117
⑪その他プラ	930	927	925	922	919	〃 0.295

カ 前表オの⑥その他カレットの内訳量の見込み

単位:t/年

項 目 \ 年 度	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	備考
その他カレット	126	126	125	125	125	—
①緑カレット	109	109	108	108	108	R6年度比率 0.863
②黒カレット	17	17	17	17	17	〃 0.137

分別収集計画 第11期（令和8年度～令和12年度）

【柏市（沼南地域）・鎌ヶ谷市】

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合（クリーンセンターしらさぎ）

住 所 〒277-0931 千葉県柏市藤ヶ谷 1582 番地

T E L 04-7193-5389

F A X 04-7160-8989